

要 望 書

2011年（平成23年）7月5日

最高裁判所長官 竹崎博允 様
司法研修所所長 佐々木茂美 様
仙台高等裁判所長官 一宮なほみ 様
福島地方裁判所所長 小磯武男 様
法務大臣 江田五月 様
最高検察庁検事総長 笠間治雄 様
仙台高等検察庁検事長 岩村修二 様
福島地方検察庁検事正 飯倉立也 様
財務大臣 野田佳彦 様
衆議院議員 石原洋三郎 様
衆議院議員 太田和美 様
衆議院議員 玄葉光一郎 様
衆議院議員 吉田泉 様
衆議院議員 吉野正芳 様
衆議院議員 渡部恒三 様
衆議院議員 山口和之 様
参議院議員 岩城光英 様
参議院議員 金子恵美 様
参議院議員 増子輝彦 様
参議院議員 森雅子 様
参議院議員 佐藤正久 様

福島県弁護士会会長 菅野昭弘

第1 要望の趣旨

司法修習生の裁判及び検察実務修習を福島地方裁判所郡山支部及び同地方検察庁郡山支部でも実施されるよう要望する。

第2 要望の理由

1 弁護実務修習を郡山支部で行うことになった経緯

福島県弁護士会（以下「当会」という。）では、司法修習生の弁護実務修習について、2005年（平成17年）度（現行第59期）から、それまで担当していた福島支部に加えて郡山支部でも行うことになった。これは司法改革により司法修習生が当時約1500名に増加し、それに伴って福島配属の司法修習生が6名から12名に増加したところ、当会福島支部だけでは増加した司法修習生全員を受け入れることが困難であったからである。ちなみに、このときの司法修習生の配分は当会福島支部8名、同郡山支部4名であった。そして、2006年（平成18年）度（現行第60期）には福島配属の司法修習生が、16名に増加したことから、当会福島支部と同郡山支部とに8名ずつ均等に配分することになり、以後、当会福島支部と同郡山支部は、福島配属の司法修習生を同数ずつ受け入れてきた。

2 修習生への交通費の援助

個別指導担当弁護士が当会郡山支部所属会員となった司法修習生の多くは、居住地である福島市から修習先である郡山市まで通わなければならない。裁判所からは福島郡山間の在来線利用の交通費は支給されるが、在来線利用の場合、本数が少ないことに加え、移動のためにおよそ1時間を要する。一方、新幹線を利用すれば、福島郡山間は15分前後なので、移動に要する時間的体力的負担は大幅に軽減される。このため、2005年（平成17年）時には、司法修習生のために当会郡山支部所属会員の有志が、裁判所から支給される在来線定期代と新幹線の定期代との差額を負担して新幹線を利用させた。その後、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が、弁護士会の支部で弁護実務修習を

行う司法修習生に対し、在来線定期代と新幹線の定期代との差額を補助することを始め、現在に至っている。

3 当会での弁護実務修習先決定方法

ところで、当会での司法修習生の弁護実務修習先の決定方法は、以下のとおりである。まず、当会郡山支部での修習を希望する司法修習生がいれば、その司法修習生を同支部所属会員が受け入れるように配慮するが、そのような事例は滅多にない。そこで、当会郡山支部での修習を希望した司法修習生を除く司法修習生全員の修習先については、当会福島支部及び同郡山支部所属の個別指導担当弁護士がくじを引いて決めている。以上のとおり、郡山での修習は、司法修習生の意思により選択されたものではない。

4 司法修習に対する給費制・貸与制との関係

2010年（平成22年）、司法修習生に対する給費制の廃止・貸与制の実施の問題が生じたが、給費制が廃止された場合には、裁判所からは在来線の交通費も支給されないことが判明した。また、日弁連は、給費制維持の運動に全力を挙げて取り組んでおり、貸与制が実施された場合の交通費対策については検討する余裕はなかった。そのため、2010年（平成22年）11月1日に貸与制を実施する裁判所法の一部を改正する法律が施行された時点でも、日弁連が司法修習生に対し在来線の交通費までも補助するかどうかは不明のままであった。幸いにも、2010年（平成22年）11月26日に貸与制施行延期を定めた裁判所法の一部を改正する法律が成立し、当面の課題であった新第64期司法修習生の交通費問題は回避された。

しかし、給費制が1年間継続されたのは、その間に法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことになったに過ぎず、新第65期司法修習生以降も給費制が維持されるかどうかは現時点では不透明である。そして、司法修習生の給与が貸与制になれば、福島郡山間の交通費を誰がどのように負担するかの問題が再び生じることになる。なお、現在の当会福島支部所属会員

数は50名にとどまり、若手会員の割合が多く、司法修習生の受入は現状の人数が限度である。

5 完全支部修習のメリット

司法修習生が、弁護実務修習を郡山で行うのみならず、裁判実務修習を福島地方裁判所郡山支部で、検察実務修習を同地方検察庁郡山支部でそれぞれ行ういわゆる完全支部修習が実現することになれば、①給費制であれ貸与制であれ、上記の交通費問題は解消する、②郡山に配属された司法修習生が福島市から通勤しないで済む結果、時間的体力的負担が大きく減少し、より修習に専念できる、③平成21年1年間で福島地方裁判所本庁と同郡山支部を民事事件の新受件数で比較した場合、民事第一審通常訴訟事件では本庁が695件に対し、郡山支部が925件、民事執行事件では本庁が1000件に対し、郡山支部が2344件、保全命令事件では本庁が18件に対し、郡山支部が53件であり、同期間の刑事訴訟事件の新受件数で比較しても、本庁が173件に対し、郡山支部が269件と、郡山支部の事件数が多く、多様な事件を経験できるといった多くのメリットがある。

特に、平成21年5月から開始された裁判員裁判については平成23年1月末日時点で福島県において49件が起訴されているところ、その起訴裁判所の内訳は、本庁9件、同郡山支部40件となっており、裁判修習・検察修習でも裁判員裁判の修習のため郡山支部に赴くとのことであり、郡山市での修習なくしては十分な裁判修習及び検察修習ができないと言っても過言ではない。

6 完全支部修習の実例

現在、東京地方裁判所立川支部管内では、すでに完全支部修習が行われている。

7 完全支部修習実施の許容性

上記のとおり完全支部修習の実例がある以上、福島地方裁判所郡山支部管内での完全支部修習ができなかった理由は、司法修習生を受け入れるには同地方

裁判所郡山支部や同地方検察庁郡山支部の施設・人員が不十分であったからにすぎないと思われる。

しかし、現在、裁判員裁判が福島地方裁判所郡山支部で実施され、それに対応するために同支部庁舎が増設され、同支部配属の裁判官も増員となった。また、福島地方検察庁郡山支部配属の検察官も増員となり、同支部の庁舎増築工事も行われた。このような福島地方裁判所及び同地方検察庁郡山支部の人的・物的体制の整備状況からみても、司法修習生の受入は可能であると考えられる。

8 結論

よって、要望の趣旨記載のとおり、司法修習生の裁判及び検察実務修習を福島地方裁判所郡山支部及び同地方検察庁郡山支部でも実施されるよう要望する。

以上